

木津川・桂川・宇治川圏域河川整備計画
検討委員会設置要綱(案)

(目的)

第1条 木津川・桂川・宇治川圏域の河川整備計画の策定に当たり、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2の規定により、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くため、木津川・桂川・宇治川圏域河川整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、9名以内とする。

2 委員会の委員は、学識経験を有する者、その他適当と認められる者の内から知事が委嘱する。

(委員長)

第3条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、委員会を代表する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員会の会議は公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(解散)

第5条 委員会は設置目的を達したときに解散する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設交通部河川課及び関係土木事務所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

木津川・桂川・宇治川圏域河川整備計画 検討委員会における傍聴要領

1 傍聴に当たって守っていただく事項

傍聴される方は、傍聴に当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、または騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 酒気を帯びていないこと。
- (6) 人に危害を加える恐れのある物を携帯していないこと。
- (7) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に委員長が認めた場合は、この限りではない。
- (8) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (9) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

2 会議の秩序の維持

- (1) 上記1の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなったときは、会議を途中で非公開とする場合があります。

3 その他

公開できない事項を取り扱う等の理由により、会議を途中で非公開とする場合があります。

審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議の公開に関し必要な事項を定めることにより、府政の透明性の一層の向上を図り、もって開かれた府政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合を除き、原則、公開するものとする。

4 公開又は非公開の決定等

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開は、3の会議の公開の基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合には、その理由を京都府のホームページへの掲載や府政情報センターにおける閲覧などにより、明らかにするものとする。

5 会議開催の周知

審議会等は、会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供すること等により、府民に周知するよう努めなければならない。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

6 公開の方法

- (1) 審議会等は、会議を公開するときは、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めるとともに、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手続等を定めるものとする。

7 審議等の要旨の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の審議等の要旨を閲覧に供するよう努めるものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、京都府情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議の審議等の要旨を（1）に準じて閲覧に供するよう努めるものとする。

8 施行期日

この指針は、平成14年9月17日から施行する。

○京都府情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第6条 実施機関は、公開請求があった場合は、当該公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- （1） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は個人を特定され得ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- （2） 法令、条例又は法律若しくはこれに基づく政令の規定に基づく明示の指示に基づき公にすることができないとされている情報
- （3） 法人（府、国、他の地方公共団体その他これらに類する団体（以下「府等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある事業活動に関する情報
 - イ 人の生活又は財産に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報
- （4） 府等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの
 - ア 率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
 - イ 不当に府民の間に混乱を生じさせるおそれ
 - ウ 特定のものに不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれ
- （5） 府等が行う事務事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、許認可、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- （6） 公にすることにより、個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれのある情報（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の氏名等であつて、公にすることにより、当該公務員個人の生命、身体、財産等が侵害されるおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関の規則（実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則）で定めるものを含む。）
- （7） 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- （8） 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に個人又は法人等から提供された情報であつて、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 人の生命、身体又は健康に危害を及ぼすおそれのある行為又は事業活動に関する情報
 - イ 人の生活又は財産に対して重大な影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為又は事業活動に関する情報